

令和5年度 第2回男女共同参画審議会概要

日時

令和5年6月16日（金）10時00分～11時50分

場所

流山市役所第1庁舎3階 庁議室

出席委員

北川会長、大塚副会長、小宮委員、加茂委員、安井委員、残間委員、
大久保委員、坂井委員、増田委員

（Zoomによるオンライン出席）

小林委員、飯野委員、佐藤委員

事務局

須郷総合政策部長、伊藤企画政策課長、佐藤男女共同参画室長、
小西主査

傍聴者

3名

議題

- （1）パートナーシップ制度について
- （2）その他

資料

資料1 パートナーシップ制度の基本的考え方（修正案）

議事録（概要）

（須郷総合政策部長）

本日は、ご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

第1回の審議会では、皆様から多くのご意見をいただいた。本日は、いただいたご意見について説明や修正案等をお示ししたうえで、委員の皆様との意見交換を行い、答申に向けてまとめていきたいと考えている。忌憚のないご意見をお願いしたい。

（伊藤企画政策課長）

議事に先立ち、本日は委員13名中オンラインを含めて12名が出席しているため、流山市附属機関に関する条例第5条の規定に基づき本会議が成立していることを報告する。

また、流山市審議会等の会議の公開等に関する指針により、審議会の会議は原則公開とする旨規定している。

傍聴している方には、会議の進行にご協力をお願いしたい。

《資料確認》

（北川会長）

前回は非常に活発な議論が行われたと聞いている。本日は2回目であり、7月に答申をする前段階のとても貴重なもの。さらなる活発なご議論をお願いしたい。オンラインの方々も一緒に議論し、流山市らしいパートナーシップ制度に関する答申をしていきたい。

傍聴の方には、私たちがどういうことを議論しているか聞いて欲しいと思う。ご協力をお願いしたい。

本日の議題はパートナーシップ制度についての1点。まずは、前回の審議会の振り返りと資料1の修正案について、事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

前回の振り返りとして市の考えを補足しながら説明し、その後資料1

について説明する。

パートナーシップ関係の確認をどのように行うかという点について、届出書に確認欄を設け、パートナーシップ関係であることや、他にパートナーシップの関係がないこと等を2人で確認のうえ、チェックを入れてもらい、双方署名することを考えている。

次に、パートナーシップ関係の解消について。解消した場合は、返還届を提出後に、証明書も返還してもらうことを考えている。ファミリーシップも届けていた場合は、ファミリーシップも解消となる。死別した場合は、解消した場合と同様、返還届を提出後、証明書を返還してもらう。ただし、パートナーからファミリーシップ関係を継続したい旨の同意があった場合は継続することを考えている。解消後の市のサポート体制について、子どもがいる場合や経済的に苦しい場合にどうするのかというご意見があったが、そのような場合には、この制度に関わらず、内容に応じて福祉部門や子育て部門で現在も対応しているため、相談内容に応じて適宜対応したいと考えている。

次に、通称名の記載について。通称名は、社会的に日常使用している氏名で、社員証や健康保険証等の書類で確認する予定である。記載方法については、平成29年に厚生労働省から発出されている通知の中で、「性同一性障害の方については、健康保険証への通称名の記載を認めるが、戸籍上の氏名を記載すること」とされている。前回の審議会の中で、戸籍の氏名を証明書の表面や裏面、併記するなど、どこに記載するのか本人に選択させてはどうかというご意見もあったが、全国健康保険協会での保険証への記載方法や他市の事例からは、一般的には表面に通称名、裏面に「戸籍上の氏名〇〇」と記載されているため、当市もその形に倣いたいと考えている。

次に、戸籍等の提出書類の有効期限3か月について。流山市の婚姻届に添付する戸籍は「届出時点で変更のないもの」とされているため、このような表記にしてはどうかというご意見があった。このことについて市民課に確認したところ、確かに婚姻届に添付する戸籍の有効期限は設けていないが、届出日から1か月以上前の戸籍については、本籍地に電話照会しているとのこと。男女共同参画室では、戸籍等に記載されている事項について各自治体へ照会する権限を持たないため、ある一定の期

限は設ける必要がある。そのため、一般的な手続き書類の有効期限に倣い、3か月という期限は設ける予定だが、「届出時点で変更のないもの」という記載については、制度スタート時に作成する手引に加えたいと考えている。

次に、制度の相談先について。この制度に特化したセンターを設けることは難しいが、パートナーシップ制度の相談については、男女共同参画室でしっかり対応していくことを考えている。

次に、書類の保管期限30年の運用方法について。30年後も継続しているパートナーシップ関係については、届出書の保管期限を延長し、関係が継続している間は保管していくことを考えている。

次に、後見人や養子縁組等法的効力が発生する関係性と制度の関わりについて。後見人や養子縁組等は、法的効力に基づいて義務や権利が発生するが、パートナーシップ制度は法的効力がない市の独自事業のため、手続きに関しては要綱に基づいた当事者同士の話となる。そのため、後見人等第三者による代理の手続きは想定していない。

次に、受けられる民間サービスについて。手続きの内容によって、パートナーシップ証明の提示を必須としている企業や、必須としていない企業があるが、いずれにしろ、証明書があった方が手続きはスムーズに進む。パートナーシップ証明により受けられる民間サービスには、携帯電話の家族割の利用、生命保険の受取人として指定できる、家族で利用可能な会社の福利厚生の利用、クレジットカードの家族カードの作成、住宅ローンを組むことができる、など。このように、民間サービスについては全国的にパートナーシップの関係性を認める方向に進んでいるため、制度導入にあたり市として周知が必要なのは、地域の病院や不動産関係などの地元事業者となる。

以上が、前回委員の皆様からいただいたご意見について、市としての考え方となる。

《資料1 パートナーシップ制度の基本的考え方（修正案） 説明》

（事務局）

委員の皆様からいただいたご意見を反映させた箇所としては、まず、

3番にパートナーシップの定義を追加した。

4番の対象者について、事実婚と明記していたが、様々な事情があるため、そのような方々も含め、「婚姻に至らない関係にある方を含め」という文言に変更した。

5番の通称名の使用について、説明が不足していたため、「社会生活上日常的に使用している氏名を通称名として使用することができる」という文言を追加した。

(北川会長)

前回の皆様のご議論や質問を受けて、機動的に説明していただいた。皆様も理解していただいたと思う。次回の答申に向けて、答申に盛り込む内容についてもまとめていきたい。活発な議論、特に委員相互の議論をお願いしたい。市に対しての確認については事務局で答えていただく。市からも回答ができない内容については、ご意見として持ち帰っていただくことにしたい。それでは、事務局から説明いただいた修正案をもとに、ご意見や質問をいただきたい。

(増田委員)

サポートセンターを置くことは難しく、男女共同参画室で対応という話があったが、アナウンスや当事者の方の意見の吸い上げなど、どういう体制で今後運用していくのか。前回気になったのは、委員の中でもLGBTの方に会ったことがないという方もいらっしゃった。ということは、その方たちの話はまったく聞いていないのか、流山市にはいないのか、そんなことはないと思うが。他の市でやっているからつくりましたではなく、NPOなどがあるのかわからないのか、そういった団体とのコミュニケーションをどうしていくのか。今の感じでは、ただ作っただけで運用していかないというようにしか聞こえない。

(事務局)

サポート体制について、相談は男女共同参画室で受けていくため、ホームページ等にも、届出の際やお困り事があれば男女共同参画室にご相談くださいという形で周知をしていく予定。

確かに、流山市の方から声があったというわけではなく、4月に多様性に関する条例が制定され、それに基づいて性的マイノリティのみならず様々な方の生きづらさの解消ということで今回この制度を導入する方向で進めている。当事者の話としては、千葉県で実際にパートナーシップ制度を利用している3名から、このような制度があることで精神的な面や生活のしやすさが向上するというお話をお伺った。流山市の当事者ではないが、他市の当事者と他市の担当者から話を伺い、進めていこうという方向で考えている。

(北川会長)

若い人たちの中でのことを申し上げると、流山市出身のLGBTの人もいると聞いている。まだ学生で結婚もしていない、パートナーもいないという人ではあるが、将来的なことを考えると、このような制度があればアクセスしやすいと思う。また、大学ではLGBTに関するガイドラインをつくっている大学が非常に増えてきた。LGBTに悩んでいる若い女性は、女子大には進学しやすい傾向があるというデータも出てきている。多様な人たちがいる中で、現在だけでなく将来的なこと、若い人たちのことも考えて、このような制度があることはひとつの突破口になると感じ、一歩前進と思っている。

委員の中でLGBTの方と話したことがあるという方もいるかもしれない。そういうこともお出しいただいて、このパートナーシップ・ファミリーシップ制度がうまく機能していくような答申ができれば良いと考えている。

(小宮委員)

前回欠席したため重複していると申し訳ないが、修正案の7番(5)ファミリーシップに関して、子どもの権利も重視されてきている傾向にあが、15歳以上とした根拠があれば教えてほしい。また、「同意を必要とする」となっているが、届出の用紙が用意されるのか、事務的な面についてもご説明いただきたい。

(事務局)

本人の氏名変更や養子縁組などの市民課等での戸籍の届出が15歳以上で可能。住民票上の世帯主にもなることができ、15歳以上でご自身の意思で判断ができるのではないかということから、今回の届出についても15歳という年齢設定としている。同意書の様式については、作成する予定である。

(坂井委員)

事務局にお願いと、関連した質問がある。県内他市8市の事例があり流山市も案をつくっているため、論点と言ったら大げさだが、他市はこういうやり方をしているが流山はこうした、その理由はなぜか、そういうことを含めてご説明いただけると我々もそれを参考に考えられる。全てに必要ではないと思うが、重要なポイントがあるだろうと思う。

また、他市の定義を見ていると、同居を前提としているところとそうでないところがある。8市のうち千葉市、松戸市、習志野市の3市は同居という言葉が定義の中にあるが、残りの5市はそれがない。流山市の案を拝見し、同居は前提としていないだろうと理解しているが、そうした理由や考え方をお聞かせいただきたい。

(事務局)

他市と違う点については、8市のうち木更津市のみが子と親を入れている。また、浦安市は同性パートナーに限定している。それ以外はファミリーシップという形で作成しているが、すべて15歳未満の子と限定している。流山市としては、今後は子だけでなく親も含めた家族もありえるのではないかということで親を含めた点が、すでに1市はあるが他市と違う大きなひとつと考えている。

同居要件については、婚姻を考えた時に、夫婦であっても別世帯、単身赴任、週末婚など様々な家族の形がある中で、同居に縛られる必要はないのではないかということから、流山市としては同居を要件からはずす形で考えている。

(坂井委員)

定義にあるように、対等に経済面、生活面及び精神面で責任をもって

協力し合うということは、一般的には同居して共同生活を営んでいるということかと思う。この条件に該当するかどうかということは、同居を要件にしないのであれば、かなり主観的なことになると思う。届出書でこれらの内容に触れるのかもしれないが、この条件に該当するかどうか曖昧になり、届出にきた際この方たちに証明書を発行して良いのか迷うといったことが起こり得ないのかが心配。

（事務局）

届出の際、確認欄として定義を載せる予定であり、そこでチェックをした上で署名することを考えている。経済面、生活面、精神面については、別々に暮らしていても、費用をお互いに出し合ったり生活面でカバーしているという協力体制を定義として作成したいと思っている。同居していても別の家計ということはあると思うが、それとは逆に同居していなくても助け合っている関係、協力し合っている関係はパートナーシップという家族として認めるべきではないかということで、文言は経済面、生活面、精神面という形ではあるが、同居が要件ということではなく、生活していく中で協力し合っているというイメージである。

（増田委員）

極端な話、LGBTでもなく異性で同棲している関係で、家族割が使えるから結婚するまでの間パートナーシップ制度に申し込むということがあるのではないか。LGBTとパートナーシップの関係性はどこで謳われているのか。このパートナーシップ制度の中に、LGBTという言葉が出てきていない。そうすると単純に、一般的な異性のお付き合いや同棲でも使えるのではないかと思ってしまう。

（北川会長）

多様性に関する条例が発効しており、それを受けてLGBTという言葉が入っていないということもあるかと思う。ただ、ご指摘のようなことは出てくるかもしれない。それに対してどうするかということか。

（増田委員）

どうするかというか、LGBTと関係がある制度ということが一般的に見たらわからないのではないか。関係性があるならこの中に書かないと、作った人はわかっても見るとはわからない。LGBTに限らず、パートナーシップ全般を包括するということであれば良いと思うが、対象や目的をちゃんとしないと何のためにやっているのかわからなくなるため、はっきりしたほうが良いのではないか。

(事務局)

定義のあとに対象者としてパートナーシップ関係を謳うことになる。性的マイノリティのみならず、様々な事情で婚姻に至らない関係にある異性同士のパートナーということもある。今後要綱等を作成する際に謳うのはパートナーシップ関係にあるということ、それは届出の対象者という形で謳う予定。増田委員ご指摘のようなこともあり得る話だとは思いますが、窓口でパートナー関係が実際にあるのかないかということまでの確認は難しいと思っている。

(増田委員)

LGBTじゃなくても良いと言っているのか、LGBTの方が対象なのか。「性的マイノリティのみならず」とあるが、LGBTでなくても複雑な事情で結婚できない人も使えるのか。様々な事情というのがよくわからない。

(事務局)

事実婚という言葉を入れると、前回の審議会では話が出ていたように、大体3年を目安にするのかということもあるため、事実婚という言葉を外して、LGBTや性的マイノリティの方だけでなく、法律的には婚姻届を出せる関係であっても、事情があって出せない方も対象にしたいと考えている。

(増田委員)

LGBTでなくても、事実婚状態でも対象になるということか。

(事務局)

そうである。

(増田委員)

それがはっきりしていれば良いと思う。

(佐藤委員)

論点の確認だが、6月2日の井崎市長からの諮問書には、第6条第5項で「多様な生き方を選択できる環境づくり」を規定している条例が施行されたため、性的マイノリティの方等の生きづらさを解消する1つの施策として、と書いてある。4月1日から始まった条例は、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず多様性を尊重すると言っているため、先ほどあったように性的マイノリティの方だけでなく他の人も含めるということであれば、例えば、人種や国籍などの違いで現在は婚姻に至らないがこの定義に書かれている関係であった場合、この制度でパートナーシップを証明して、民間での支援及び市が提供する支援を受け、さらに子どもも一緒に流山市で生活したいという人も利用できると考えて良いか。

(事務局)

その通りである。外国籍の方でも、提出書類は戸籍等ではなく独身証明書等が必要になるが、パートナーシップ関係にある方については届出することができるという制度である。

(佐藤委員)

必ずしも性的マイノリティの方に限らないとなると、異性同士の外国人の方、障害がある人と障害がない人でさらに同性の方など、マイノリティの要素を二重にも三重にも持っている方たちも申し込まれる可能性はあるし、LGBTと関係のない方たちも申し込まれる可能性があるという理解で合っているか。

(事務局)

その通りである。

（佐藤委員）

LGBTの方の事情を調べたところ、家族割は、同一世帯だという住民票を示せば、ファミリーシップでなくても申し込めている方がたくさんいる。LGBTの流れが始まる前から、携帯会社はそのように対応しているところもある。保険も、婚約者という形で契約できている方たちもいる。市として何をメリットとしてパートナーシップを申し込まれる方々に提供できるのかということが前回から同じ論点ではないかと思っている。ファミリーシップというものを世帯という日本語に置き換えた時に、普通住民票は世帯でひとつだが、例えば、流山市の住民票で1カウントしてもらえるなど。民間のサービスは証明書がなくても対応しているところが増えつつあるため、流山市がどのようなメリットを具体的に提供できるのかという中身でおそらく判断されると思う。精神的な支えというのも重要だと思うが、同時に何か具体的なメリットを提示できれば、この施策が具体的で良いものになるだろうと思う。

（北川会長）

公的なサービスと民間のサービスはまた別だろうと思う。事務局の説明の中に民間のサービスのこともあったが、それは理解を深めるためのことだろう。流山市のサービスはどのようなものが受けられるのか、どういうメリットがあるのかということがわかれば教えていただきたい。

（事務局）

メリットについて、8自治体が載っている前回資料4の最終ページに行政サービスの記載がある。市営住宅の申込や、市営霊園があるところは霊園の申込、病院や医療機関での利用というものを先行している自治体では行っている。本市においても、この制度の検討にあたり、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用する方にどのような形でサービスを提供できるかということをお市内各所と検討しているところである。概ね、各市が先行していることについては行っていきたいと考えている。

(大久保委員)

私も前回欠席してしまったため、質問が重複したら申し訳ない。公的サービスや携帯電話の家族割などは周知がされていて、実際に受けられている方も多いと思う。病院や不動産関係への周知を市で行っていくことはとても大切だと思うが、周知をするとってどの程度するのか。周知しますとって実際に周知されなかったら結果的に何も変わらない。極端な話、罰則がなければ不動産会社に周知したところで受けないという所もあると思う。そういうことを改善することが市に求められていると思うが、具体的にどのような周知方法を考えているのかを聞きたい。

また、15歳以上でファミリーシップから抜けることができるとなっているが、15歳はまだ未熟な年齢であるため、判断がきちんとできないかもしれない。抜けるとって抜けて、また入りたいと言った時に入れるのかどうかということをお聞きしたい。

(事務局)

具体的な周知方法として今考えていることは、医師会や宅建協会へ案内すること、大きな病院には直接伺うかどうかということも検討している。不動産関係は、不動産会社が大丈夫であっても大家がNGということもある。大家一人ひとりへの周知は難しい部分もあるため、こういった制度が市で始まったということをホームページや広報に掲載し、事業者や市民への周知を図っていきたいと考えている。

ファミリーシップについては、パートナーシップ関係がまずあって、そこに家族としての関係性があるということになる。15歳以上の子がファミリーシップから抜けてまた入るとなると、パートナーシップの届出人から、この子は自分たちとファミリーとして関係性があるということ届け出てもらい、さらにその子の同意書を提出してもらうことを考えている。

(大久保委員)

住宅について申し込んで断られてしまった時に、相談窓口である男女共同参画室に相談すると思う。そうなった時に市が大家に交渉し、入居

できるようにしてあげるということまで考えているのかを聞きたい。

（事務局）

法的効力がないものであるため、あくまで市から行うのは協力をお願いするということ。こういう制度があるため家族として認めてもらえないかということまでは説明できるが、強制力はないため、お願いという形に留まると思っている。

（北川会長）

それが限界だろう。ここで議論していることだけでなく、高齢者の場合もそうであろう。賃貸する場合はデリケートなこともあり、大家の考えもあるため、協力をお願いするのが限度だと思う。広めていくことによって、受け入れなきゃいけないと思ってもらう。それが第一段階ではないか。

（坂井委員）

協力を要請するというのは事前の周知という意味で仰っていると思うが、希望が叶えられなかったという相談があった時、その後に大家に対して要求はできないにしても、アンケートなどで大家がなぜだめなのかということを確認することは、何らかの方法で可能ではないか。大家には大家の言い分があるのだろうと思う。不安感もあるかもしれない。そういうことがわからないまま、うまくいかなかった事例について相談はあっても、その後の施策に繋げていかないと、なかなか広まっていかないのではないかと思う。できれば何らかの方法で、なぜ断られたのか、どうしていけば広がっていくのか、市として少しでも把握していけるようなことを考えていただきたい。件数がどれくらいあるのか、当事者はどのように断られたのか、それだけでも意味があるかもしれない。広めていくためにはそこも重要だと思うため、是非検討していただきたい。

（北川会長）

その通りだと思う。現実にはどのようにしていくかはこれからの課題だと思うが、そういう方向性は我々も見ていきたいと思うし、私たち審

議委員も、考えがあればこの場で色々を出していけたら良いと思う。

（佐藤委員）

基本的考え方の必要書類のところに「ファミリーシップを併せて届出する場合は」と書かれているのは、後でファミリーシップを別に届出することも許容されるという認識で良いか。パートナーシップとファミリーシップは同時の届出が想定されていると思うが、LGBTの方に限らず外国の方も障害のある方も様々なマイノリティの方が利用できるのであれば、例えば外国の方は、先に親が来日し、1年後に子どもを日本に呼び寄せるということはよくある。必ずしもパートナーシップとファミリーシップが同時の届出ではないどころか、おそらくパスポートしか持っていないため、誰が一体どういう関係で一緒に住んでいるかということが、日本人ほどには把握しにくいと思う。外国の方にとってはパートナーシップ・ファミリーシップ証明が発行してもらえたらとても心強いと思うが、そういうことも想定されているのかどうか確認したい。

（事務局）

外国人でも日本人でも、後から異動してくるということは想定されるため、ファミリーシップを後から届け出することは可能。ただ、ファミリーシップ届出の際は、パートナーシップ関係にあるどちらか一方と親子関係ということは必ず確認する必要があるため、外国の方については、国の出生証明書等、日本人とは違う書類での確認が必要になる。

（佐藤委員）

外国の方も対象にするのであれば、必要書類が変わるということや周知の仕方自体、英語や他の言語もトランスレーションして出すというプロセスまで追加になってくるのだろうと想像した。

（事務局）

何言語必要かなど、外国の方への周知方法は今後検討していく。

（小宮委員）

30年間は受け付けた書類を保存すると理解したが、20代で届出した場合、30年後は50代。本人は受理証明書や受理証明カードを持っているが、市にはそれを証明する書類がなくなるということになってしまう。争い事が起きるような場合でも、30年過ぎると市に証明を求めることができなくなる。法的なところで違うとは思いますが、戸籍等はずっと長期に保存している。30年に拘らず、もっと長期でも良いのではないかと思う。

また、パートナーシップを解消したい場合の対応について、市への届出はどういった形で行われるのか。1人は解消したいが、もう1人は解消したくないということもあると思う。そういうケースについてはどのように想定されているか伺いたい。

(事務局)

文書の保存について、前回資料4の13ページ、下から2行目に各市の保存期間が書かれており、おそらく各市の文書規定に基づいている。流山市の現状の文書規定では最大30年となっているため30年と申し上げたが、パートナーシップが継続している間は、延長して保存していくことを考えている。

解消した場合の市への返還については、資料1の3ページに記載がある。対象に該当しなくなった時には、返還届と証明書を添えて返還するという規定を定めている。窓口で返還の届出を受ける際、2人での来庁がベストだが、1人での来庁でも受ける予定でいる。1人の方が来庁し、もう1人の方にも同意を得ているという形で届出を受けることになる。しかし、もう1人の方が知らずに勝手に届出をされてはまずいため、返還届を受理したということをもう1人の方に送付した方が良いのではないかということを検討している。揉めた場合にどうしていくかについては、これから検討したいと思う。

(小宮委員)

資料1の2ページ6番に「2人で揃って来庁での届出とする」とあるが、この通りではないということか。

（事務局）

それは、最初の届出の時。最初にパートナーシップを届出したい時には、2人揃っての来庁とすることを考えている。

（小宮委員）

先ほどの説明では、どちらか1人の方が来庁した時でも受け付けると仰ったと思うが。

（事務局）

1番最初のパートナーシップ届出の時には必ず2人で揃って来庁し、本人確認や書類の提出を行っていただく。流山市から転出する場合も解消となり、その時は2人での来庁が可能かもしれないが、関係性が悪くなって解消する場合に2人で来庁するのは難しいのではないかと考えられるため、最初の届出は必ず2人で来ていただくが、その後の変更届や解消の手続きについてはどちらか1人の来庁でも受け付けるということで検討を進めている。

（北川会長）

非常に良いご指摘だったと思う。6番にある届出というのは、パートナーシップの申請の時だけ。10番の変更のところに、例えば「解消の届出」といった文言が入っていればわかりやすいと思うが、いかがか。

（事務局）

10番の届出事項の変更と11番の返還は別の届出と捉えている。届出事項の変更は、氏名や住所など、カードの記載事項についての変更を考えている。解消の場合は返還となるため、変更とは別の届出として、次の11番で別途届出を必要とするということで進めている。

（小宮委員）

返還、実質解消の場合は、1人が届ければ、もう1人の方の意思に関係なく解消できる、それを市は受け付けるということで理解してよろしいか。

(事務局)

今の市の考え方としてはそういった形で検討しているが、こちらの審議会で全て2人での来庁とした方が良いというご意見があれば、再度市でも検討していく。今のところまだ決定は一切していない。手続き関係については市でこれから検討を進めていく予定である。

(北川会長)

1人の方が届出をする。それを受けて市がもう1人の方にこういう届出があったということ連絡する。そして、本当に解消するのか継続するのかということ2人で話して、返還するのকাশないのかということを決定するということか。

(事務局)

その通りである。

(大久保委員)

今の説明だと、1人の方が届出した時はまだ受け付けていない状態ということか。1人の方から申出を受けて、もう1人にも伝え、合意が得られてから解消、返還という形になるということか。それとも、1人の方が届出した時にすでに受け付けていて、返還の作業が終わったという事実だけをもう1人の方にも伝えるということか。そうすると全然違うと思う。

(北川会長)

1人の方からの申出を受けて、こういう申出があったがあなたはどうですかともう1人の方に連絡をするということだと思うが、いかがか。

(事務局)

揉めているという段階で、そもそもパートナーシップの定義に当てはまらなくなっている。資料1の1ページにあるように、経済面、生活面、精神面で互いに協力し合っているという関係性で成り立っているも

のが、揉めている時点でその関係性が崩れているということになると思う。相手方には、解消したというお知らせをすることを考えている。

(坂井委員)

揉めているかどうかはあまり関係ないと思う。要するに、解消する届を1人の方だけの届出で済ませてしまっているのかということ。婚姻届と離婚届はそれぞれ署名捺印を双方で行う。それに倣わないといけないということはないだろうが、両者の合意のもとに解消、返還するとした方が問題は少ないと思う。

(北川会長)

私もその理解で申し上げた。2人で届け出たことでもあるため、片方だけで一方的にということではなく、そういう意思があるということを手相に伝えることが必要だと思うが、いかがか。

(事務局)

婚姻届、離婚届の署名の話が出たが、返還届にお互いの自署という形で同様に署名をいただく予定でいる。自署したということに基づいて、市はこれを受理したという通知を来庁していない方に送るという想定をしている。相手方も了承して自署したものを持ってきてもらうという形で検討している。

(北川会長)

2人のサインがあるものを提出するということか。

(事務局)

そうである。

(大久保委員)

それならわかる。その文言を入れた方がわかりやすいのではないか。この状態だと、先ほど疑問に思われたように、1人だけの届出でも良いと思われてしまうのではないかと思う。

(北川会長)

項目としては返還の所でも良いか。その方がはっきりするだろう。

(大久保委員)

法的な効力がないだけに、例えば、1人の方だけが解消していると思って別の市で他者とパートナーシップを結んだけれど、もう1人の方は知らなかったなど、色々問題が出てくるのではないかと思った。そこはしっかりしておいた方が良いのではないかと思う。

12番の子の氏名の削除について、この申立ては具体的にどのようなものか。お子さん本人だけで良いのか、保護者となるパートナーの署名も必要なのかなどを知りたい。

(事務局)

あくまで検討段階ではあるが、申立ては15歳になった本人がするものと考えているため、パートナー関係にある者の同意を必要とする予定はない。15歳以上の子からの申立てを受ける際、どのファミリーから抜けるのか、親の名前などの基本情報を記載してもらう必要はあると考えているが、届出自体は15歳以上の本人の申立書を検討している。

(大久保委員)

15歳になって申立てができるようになった時に、年齢的にも勢いでやっってしまう子もいるのではないかと感じた。ファミリーシップについて複雑な家庭だと思える子もいるかもしれない。そうなった時に、自分はこの嫌だと思える場合も無きにしも非ずではないかと思う。その時に子が勢いで申立てができるような状態なのか、一旦落ち着かせるようなことがあるのかと思い、質問したところである。

(安井委員)

15歳以上ということでも少し不安になったのは、15歳で自分の意思を持っていてかどうか。この制度の届出が出されているということをも自分なりに考えると、最低15歳の子に、届出に関する内容的な

ことや拒否が出てきた時の対応、そういうことができるのか。身近にそういう子がいると不安。ファミリーシップの子に対しては、何か最初に対応するとか、助言、相談といった窓口はあるのか。

（事務局）

受付が男女共同参画室になるため、男女共同参画室が窓口になる。申立てがあった際には、ファミリーシップから抜けるということで良いのかということ、男女共同参画室で申し立てた本人に確認して受理するという形になる。

（佐藤委員）

先ほど返還について話があったが、関係が続かなくなっても、返還手続きが面倒でそのまま放置して流山市を出て行った場合、届出だけがそのまま残り、その方たちが次どこかでパートナーシップ・ファミリーシップを結ぶことを考えない限りは特段不利益を被らない気もするが、返還がなされなかった場合、どのように困るのかと思った。

住民票と紐づいているのであれば、2人とも流山市から転出する時に自動的に消滅する形もあると思うが、外国の方も対象にするのであれば、手続きがわからないためそのまま放置して国に帰っても、特段本人たちが困らない場合は、ただただそれが残されるという認識で合っているか。婚姻の場合は、戸籍と紐づいているため必ず記録としてわかるが、他のものと紐づかない場合、本人たちが返還しない限りそのまま証明書が続いていく、でも別に誰も困らないということ合っているか。

（事務局）

その通りである。その部分については、どの市もどう対応していくか検討しているところではあるが、住民票や戸籍と一切結びついていない制度になるため、転出された場合には市でそれを知ることができない。例えば、毎年1回居住確認も含めて市から通知を出すなど何かしらの対応をしていかないと、記録だけが残ってしまうことになる。検討課題だと市でも認識している。

(佐藤委員)

要件の中に、少なくともどちらか一方が流山市に住んでいること、くらいしか実態と紐づけるデータがない。関係性という主観的なものをどんな客観的なデータで押さえるかということそれしかないと思うが、それが住民票と紐づかないのであれば、おそらくばらばらに存在できてしまうだろうと思う。

(北川会長)

様々な将来的な課題はあると思うが、現在考えられるところで1番良いものをつくっていきたいというのが市の考えであると思う。

(残間委員)

なぜパートナーシップを結ぶかということは、本人たちにどんなメリットがそれによって増えていくのかということではないかと思う。2人が別れてしまった時に、携帯の家族割は残ってしまうかもしれないが、保険やクレジットカード、住宅、医療関係については、2人が揃っていないと利用できないものではないかと思う。返還届を出してパートナーシップを解消することがベストだが、もしそれが残ってしまったら、市で保存する書類は増えていってしまうかもしれないが、あまりデメリットはないように思うがいかがか。

(事務局)

確かに、本人たちにデメリットはあまりないのではないかと思う。

(残間委員)

返還届を出して解消という形をとらずに残っていた場合でも、2人が別れたら利用するメリットがないと思う。返還せずに流山市から転出し、他市で別の人とパートナーシップを結ぶ届出をした場合、流山市には前のパートナーシップの届出が残っているが、流山市のパートナーシップを結んだために起こるメリットが使われない。返還されるのが1番良いが、返還されなくても市としては困ることがあまりないのではないか。

(小宮委員)

色々なケースがあると思うが、例えば、解消して次のパートナーシップを結びたいという時に、4番の対象者にあるように、別のパートナーシップ関係が有効であれば新しい関係は作れない。そういうことも考慮していかないといけないのではないかと。対象者として、「他の人とパートナーシップ関係にないこと」とある。これは事実関係でもあるが、届出というレベルでも見ないといけないと思う。Aさんは市内だがBさんは市外、Bさんは他市で別の人とパートナーシップ関係が有効であったという場合も、市としては認めないという方向でよろしいか。

(事務局)

婚姻しているかしていないかは戸籍で確認ができるが、他市で他の人とパートナーシップを結んでいるかどうかまでは市では確認できない。届出の際、確認事項として、他者とパートナーシップ関係にないということを2人で確認してもらい、チェックを入れてもらった上で双方署名をしてもらうという方向で考えているが、他市で他の人とパートナーシップを結んでいるかどうかの確認は市では難しいと考えている。

(坂井委員)

無届転出の事例があった時に、市側には特にデメリットがないのではないかという話があったが、デメリットがあってもなくても、この制度が現状市内でどの程度の規模で運用されているかということは把握をしないといけないため、先ほど事務局が仰ったように、せめて年1回現状確認の書類を送付し、双方が今もパートナーシップ状態にあるのかないのかということを把握することは絶対に必要だと思う。どの市もパートナーシップ制度を利用している人たちが何組いると発表している。流山市も告知をしていくことになると思うが、その中に実態はそうでないというものがたくさん入ってしまうと、制度としてどうなんだという話になる。その確認は、可能な範囲内で是非やっていただきたいと思う。

(事務局)

確認については、先ほど申し上げたように各市困っているところである。状況をみながら、流山市でもこういった形が良いのか検討していきたい。流山市は市の要綱で行うが、茨城県は県でこのような制度を取り入れており、転居しても県内であれば情報を共有することができる。また、千葉市、松戸市、船橋市は広域連携をしている。連携もひとつ有効な手立てだとは思いますが、今のところ100%確認する術はないため、今後の検討課題とさせていただきたい。

(増田委員)

対象者に「他の人とパートナーシップ関係にないこと」とあるが、例えば、1人が世田谷区、もう1人が流山市に住んでいる場合、両方からパートナーシップ証明をもらうことも可能なのか。

対象者について、どちらか一方でも住民票が流山市にあることなどのリミテーションがここにはない。これだと、2人とも流山市に住んでいないといけないなど、色々な解釈ができると思う。おそらく、転居してもわざわざ返還しないと思われる。住民票がない場合には自動的に削除されるなどの運用を考えた方が良いのではないか。両方が流山市に住んでいないといけないのか、どちらか一方でもいいのか、そこを対象者の所にきちんと入れた方が良い。また、対象者のところに性的マイノリティは書いてあるが、国籍の違いや障害の有無、事実婚も含めて、4月1日に施行された多様性に関する条例に謳っているものを書いた方が良いのではないか。パートナーシップの対象をもう少し具体的にした方が良いのではないかと思う。

(北川会長)

対象者についてあれもこれもと入れると、返って限定するということになるかもしれないため、いっそそれはずしてしまうということもあるかと思う。

(増田委員)

それでは何がなんだかわからなくなり、友達同士で申請するなどということも出てきてしまうのではないか。誰のための制度なのかははっきり

りさせるべきだと思う。

（北川会長）

誰のための制度なのかということが、目的のところでも明確になっていればということである。

（佐藤委員）

対象者の（２）の中に２つの要件が盛り込まれている。「住所を有すること」は住民票で証明できるため、手続的にはその場で完結できるが、「３か月以内に市内への転入を予定していること」というのは何をもちて確認することができて、３か月以内に転入したかどうかをまた確認する手続きを踏むのか。

（事務局）

流山市に住所を有していれば住民票持参、３か月以内に市内への転入を予定している方については、例えば不動産の売買契約書など、市内に転入するという根拠書類を示していただくことを考えている。実際に転入するかどうかもまではその時点ではわからないため、届出日から例えば３か月以内という期限を設けて、転入した場合には住民票を提出してもらうことを検討している。

（佐藤委員）

３か月と明記している以上、日付をカウントするということか。

（事務局）

今の基本的考え方に沿うと、届出日から３か月以内に提出がなければその関係性は無効とすることを考えている。

（佐藤委員）

そうすると、（２）の２つの要件はまったく別のものであるため、分けた方が申請する人はわかりやすいかもしれない。転入予定の人は３か月以内に達成できないと関係性が消滅するということがどこにも明記さ

れていない。手続的にはまったく違うものだと思う。

（事務局）

各市の要綱を見ても、住所を有していることと3か月以内に転入予定であることが別々に書かれているものもある。ご指摘のとおり別々にした方が良いと思うため、要綱を作る際には考慮したいと思う。

（小宮委員）

1人しか市内に住んでいない場合、相手の住む自治体にも制度があった場合であるが、お互いが両方の自治体で同じような届出をすることは可能と理解して良いか。Aさんが流山市、Bさんが松戸市在住の場合、AさんとBさんのパートナーシップを流山市と松戸市それぞれに届出するということは可能か。

（北川会長）

両方の自治体に出すことは可能だろう。他の自治体に届出されているかどうかはわかりようもない。将来的には広域連携など県内すべてわかるように情報共有していけると良い。

（事務局）

そのことについては想定していなかったため、できるのかできないのかということを含めて検討する。

（飯野委員）

パートナーシップが解消されたことなど、基本的考え方11番の返還で「対象に該当しなくなったときは」という表現を使っているため、13番届出の無効で「届出の内容に虚偽があったとき、届出受理証明書の不正使用があったとき等」とまとめているが、市が行政推進上対象に該当しなくなったことがわかった場合は職権で無効にできるよう、「対象に該当しなくなったことが判明した時は届出を無効とする」という規定を入れてはいかがか。

あくまでもインターネットの情報だが、みんなのパートナーシップ制

度というサイトがあり、パートナーシップ制度が全国的に施行されている状況が公表されている。茨城県では県全体で施行されていると話があったが、現在278自治体、日本に住んでいる人口の64.8%の人はすでにパートナーシップ制度がある自治体に住んでいると書いてある。この通り事実であれば、すでに7割近くの人口カバー率があり、流山市としてはまず第一歩を踏み出すことが重要ではないかと思っている。新しい制度のため、修正がたくさん出てくるとも思っている。その都度市の当局で検討し、修正を考えていっていただくということが重要だと思うため、お願いしたい。

先ほど不動産の話もしたが、具体的に運用する時、事業者や経営者の方の協力が非常に重要だと思う。基本的考え方に記載があるように、市が周知啓発に努めるということももちろんだが、商工会議所の方も委員になっていただいているため、流山市からの働きかけがあった場合には是非協力をしていただけるとありがたいと思っている。会社の中における協力体制というものも将来的にはでてくるかもしれない。今日は欠席されているが、連合の方もいらっしゃるため、労働組合としても協力していただくことも重要ではないかと思う。

(北川会長)

限られた時間ではあったが、密度の濃い審議をしていただいたと思う。パートナーシップ制度について、審議会で同意したということでもよろしいと思うがいかがか。パートナーシップ制度を流山市で制定し、それを進めていくということにご賛同いただいた。

パートナーシップ制度は全国的に広まっていることでもあり、流山市でも必要なことであるという認識はみんながもっているということ。制度をスタートさせるにはバリアやハードルもあるが、とにかく進めていくということ。当事者を含めて色々な相談もあるだろうと思う。方法論はこれからの課題もあると思うが、相談体制を作っていくということ。市民や事業者など色々なところに周知をして、この制度を広めていくこと。そしてその役割は私たち審議委員にもあるということを感じたいということ。また、導入後、社会情勢の変化や法改正等、現実には合わないという場合には修正していくということ。これらのことが皆様の意見

から出てきた。この内容をもとに答申案として作成し、次回答申をさせていただきたいと思う。次回の審議会の前に、事務局で修正したものと併せて委員の皆様にお送りいただくことでご同意いただきたい。

議題（２）のその他について、事務局からお願いしたい。

（伊藤企画政策課長）

次回の審議会は、７月１４日（金）午後２時からを予定している。内容は、本日の議論を踏まえ修正した基本的考え方をお示しし、最終的に審議会から市長へ答申していただきたいと考えている。また、第４次男女共同参画プランの進行管理について事務局からご報告させていただき、ご意見をいただきたい。資料も事前にお送りするが、黄色い冊子の第４次男女共同参画プランと突合しながらご覧いただければと思う。

また、今回ハイブリッドで開催したが、次回以降もこの形式でできればと考えている。

（北川会長）

次回、これまで議論した内容をまとめて答申し、私どもの意見をしっかりと市に反映させていきたいと思う。

以上をもって、令和５年度第２回男女共同参画審議会を終了とする。